よくある質問

平成19年5月7日現在 国土交通省航空局航空保安対策室

皆様から問い合わせの多かった例を「よくある質問」としてまとめました。 これら以外にも、Q&Aにまとめてありますのでご確認下さい。

- Q1 容器には120mlと書いてありますが、中身はどう見ても半分以下です。この容器の ままプラスチック袋にいれれば客室内への持ち込みは可能ですか?
- Q2 内容量 90gとあります。別な容器に詰め替えなければ持ち込めませんか?
- Q3 100ml以下の容器ですが、透明でなければなりませんか?必ず詰め替えないとダメですか?
- Q4 100mlずつ入っている個々の容器が10個の場合、全部足して1L以下なので、ジッパーの付いたプラスチック袋にいれれば機内へ持ち込めますか?
- Q5 少しピンク色がかった1Lのプラスチック袋があるのですが、使用できますか?
- Q6 1Lの袋を市販品で探したのですがみつかりません。タテ20.7cm×3118.3cmの 大きさのジッパー付きプラスチック袋は使用できますか?
- Q7 保冷剤は客室内に持ち込めますか?ドライアイスはダメですか?
- Q8 お酒を持って行きたいのですが。
- Q9 コンタクトレンズの保存液や洗浄液もプラスチック袋に入れなければ持ち込みができませんか?
- Q10 使い捨てライター(いわゆる百円ライター)は、プラスチック袋に入れなければ持ち 込みができませんか?
- Q11 国内線でも液体物の制限がありますか?

- Q1 容器には120mlと書いてありますが、中身はどう見ても半分以下です。この容器の ままプラスチック袋にいれれば客室内への持ち込みは可能ですか?
- A1 個々の容器が100ml以下でなければ中に入っているものがごく少量であっても持ち込みができません。100ml以下の容器に詰め替えたり、スーツケース等に入れカウンターで預けることを検討してください。
- Q2 内容量 90gとあります。別な容器に詰め替えなければ持ち込めませんか?
- A2 密度の違いはありますが、1g=1mlと読み替えることとしています。したがって容器等に内容量90g とあれば 90mlと読み替えできますので、1L以下のプラスチック袋にいれれば客室内への持ち込みができます。
- Q3 100ml以下の容器ですが、透明でなければなりませんか?必ず詰め替えないとダ メですか?
- A3 1Lの袋は無色透明なものとしていますが、個々の容器は透明でなくともかまいません。容器の容量が100ml以下であれば、そのまま1L以下のプラスチック袋にいれて下さい。
- Q4 100mlずつ入っている個々の容器が10個の場合、全部足して1L以下なので、ジッパーの付いたプラスチック袋にいれさえすれば機内へ持ち込めますか?
- A4 いいえ、持ち込めません。個々の液体の量を足して1L以下なら良いというわけではありません。プラスチック袋の大きさ(内容量)が1L以下であることが条件となります。

なお、個々の容器をプラスチック袋に詰める際には、余裕をもって入れていただきますようお願いいたします。袋のジッパーがきちんと閉じられない場合は、一部を放棄していただく場合があります。

- Q5 少しピンク色がかったプラスチック袋があるのですが、使用できますか?
- A5 1L以下のプラスチック袋については、無色透明としていますので、保安検査場でのトラブルを回避するため、無色透明のプラスチック袋をご使用いただきますよう、御協力をお願いします。
- Q6 1Lの袋を市販品で探したのですがみつかりません。タテ20.7cm×3コ18.3cmの 大きさのジッパー付きプラスチック袋は使用できますか?
- A6 使用できます。形は、正方形でも長方形でもかまいませんが、タテとヨコのサイズが 足して40cm以内のものを使用してください。

- Q7 保冷剤は客室内に持ち込めますか?ドライアイスはダメですか?
- A7 保冷剤(凍っている状態でも、ゼリー状であっても)は、100ml(100g)以下の個々の容器であれば、1L以下のプラスチック袋にいれれば客室内への持ち込みができます。

なお、医療用に使用するもの(熱冷まし用ゼリータイプシートや氷枕等)や、携帯の際冷やす必要がある薬(インシュリン・ホルモン剤など)のための保冷剤については、これらのお薬と一緒に「医薬品」として検査員に申し出ることにより、(処方箋の写しや薬の説明書き、診断書、薬を使用される方の氏名などを確認させて頂く場合があります。)持ち込みが可能です。

ドライアイスは液体物の制限対象外です。客室内に持ち込みが可能ですが、容器が密閉されていない状態でドライアイスの重量が2.5kg を越えないようにしてください。2.5kgを超える場合は、機内への持ち込みも、カウンターでお預けいただくこともできません(別記注参照)。

- Q8 お酒を持って行きたいのですが。
- A8 100ml以下の個々の容器であれば、1L以下のプラスチック袋にいれれば客室内 への持ち込みができます。ですが、現実問題としてあまりそのような容器は見当たら ないと思いますので、スーツケース等に入れカウンターで預けることを検討してくださ い。

なお、カウンターでお預けいただく場合でも、アルコール度数が70%(70度)を超えていたり、お酒の総量が5リットルを超える場合は、機内への持ち込みも、カウンターでお預けいただくこともできません(別記注参照)。また、一部ワレモノ等でお預けいただけない場合がありますので、利用される航空会社に事前にお尋ね下さい。

- Q9 コンタクトレンズの保存液や洗浄液もプラスチック袋に入れなければ持ち込みができませんか?
- A9 コンタクトレンズの保存液や洗浄液は、「医薬品」として扱われますので、検査員に申し出ていただくことにより、機内で必要な量に限り持込みが可能です。1L以下のプラスチック袋に入れる必要はありませんが、「医薬品」として検査員に申し出ていただく必要があります。
- Q10 使い捨てライター(いわゆる百円ライター)は、プラスチック袋に入れなければ持ち 込みができませんか?
- A10 液体物制限の対象となりますので、1L以下のプラスチック袋にいれなければ客室 内への持ち込みができません。なお、以下の点に注意してください。
 - ・燃料が吸収剤に吸収されていないオイルライターは客室内への持ち込み及び受託 手荷物での取扱いができません(別記注参照)。

・客室内への持ち込みに限って、一人一個までです(別記注参照)。 なお、米国便などについては、外国当局による別の規制がある場合がありますので、ご利用の航空会社にご確認下さい。

Q11 国内線でも液体物の制限がありますか?

A11 国内線では、今回の液体物の制限は行われません。なお、液体物検査装置による 検査など、通常の保安検査は実施されますのでご協力いただきますようお願いいた します。

これら以外にもQ&Aにまとめてありますのでご確認下さい。

別記注

ドライアイス、アルコール性飲料、喫煙用ライターは航空法86条の『爆発物等の輸送禁止物件』に該当しますが、『航空機による爆発物等の輸送基準等を定める告示別表第18』によって、輸送禁止の解除物件に指定されています。

詳しくは以下をご覧下さい。

「危険物であっても航空機内への持ち込み又はお預かりができる物」 http://www.mlit.go.jp/koku/03_information/15_kikenbutsu/index.html